

# 氷見市耐震改修促進計画

---



平成22年3月

氷見市

はじめに

近年全国各地に大地震が頻発している。平成7年1月17日には、淡路島北部を震源とする「阪神・淡路大震災」（兵庫県南部地震）が発生した。その被害は、死者・行方不明者は6,400名余、負傷者43,700名余、建築物の被害総数約51万棟という戦後未曾有の規模を呈した。また、平成16年10月には新潟県中越地震、平成17年3月には福岡県西方沖地震、平成19年3月には能登半島地震、同年7月には新潟県中越沖地震が発生しており、地震はいつでもおきてもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

阪神・淡路大震災の後、建設省に設置された「平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会」において、建築物被害の調査分析が行われた。調査委員会の報告では、昭和56年以前のいわゆる旧耐震基準の建築物に被害が大きく、耐震基準改正後の現行基準に基づいた建築物には被害が小さかったため、現行の耐震設計基準が概ね妥当なものであるとされている。

したがって、現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上を図ることにより、地震による建築物の被害を最小限にとどめ、地震に対する安全性を確保することが重要な課題とされている。このようなことから、国においては、平成18年1月に建築物の耐震診断及び耐震改修促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号）が示された。これを受け、県においては、平成19年4月に富山県耐震改修促進計画を策定し、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標を掲げている。

富山県は全国でも有感地震が少ない地域であるが、本市周辺も含めて、県内には大きな活断層がいくつも確認されており、全国と同様に地震がいつ発生しても不思議ではない。

本市においても、国の基本方針や富山県耐震改修促進計画で示されたとおり、平成27年度末の被害想定において、死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることを目標とし、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、本計画では「耐震改修促進法」という。）第5条第7項に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、氷見市耐震改修促進計画を策定する。

## 目 次

第1章	耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	1
1	想定される地震の規模・被害の状況	
2	耐震化の現状及び目標	
第2章	災害応急対策上重要な道路の指定に関する事項	18
1	市が地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路	
2	緊急通行確保路線沿いの建築物の耐震化対策	
第3章	建築物の耐震化の促進を図るための施策に関する事項	22
1	耐震化の取組み基本方針	
2	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援	
第4章	啓発及び知識の普及に関する事項	26
1	相談窓口の設置	
2	耐震診断・改修マニュアル等の活用	
3	適切な情報提供	
4	リフォームにあわせた耐震改修の推進	
第5章	耐震化を促進するための指導や助言等に関する事項	29
1	所管行政庁との連携	
2	関係団体等との連携	
3	建築物の総合的な安全対策	
4	耐震改修促進計画の適切な実施	
資 料		31

## 第1章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 想定される地震の規模・被害の状況

今後、本市で起こり得る大規模な地震を予測し、被害を想定することは、本計画に基づく震災対策を推進するうえで前提となるものである。

また、地震による被害を想定することは、予防・応急・復旧対策をたてる上で前提条件となり、防災関係機関が対策を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、市民の震災対策に対する意識高揚にも大きな効果が期待できる。

なお、地震による被害は地形、地質、地盤等の自然条件や、都市部の密集度合等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、市内の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく震災対策を推進する必要がある。

#### (1) 本市域内及び周辺の活断層について

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代でいう第四紀（約180万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。

活断層は地震の発生源となりうる断層であり、1891年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、今日では地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動度歴調査等が進められつつある。

全国の活断層については、活断層研究会編『[新編]日本の活断層』（東京大学出版会、1991年）に詳しく掲載されており、存在の確かさ（確実度）、過去における活動の程度（活動度）等を評価している。

・ 確実度と活動度については、日本では次の区分による。

確実度 I：活断層であることが確実なもの

II：活断層であると推定されるもの

III：活断層の疑いがある形状

活動度 A：第四紀における平均変位速度（※）10～1m/千年

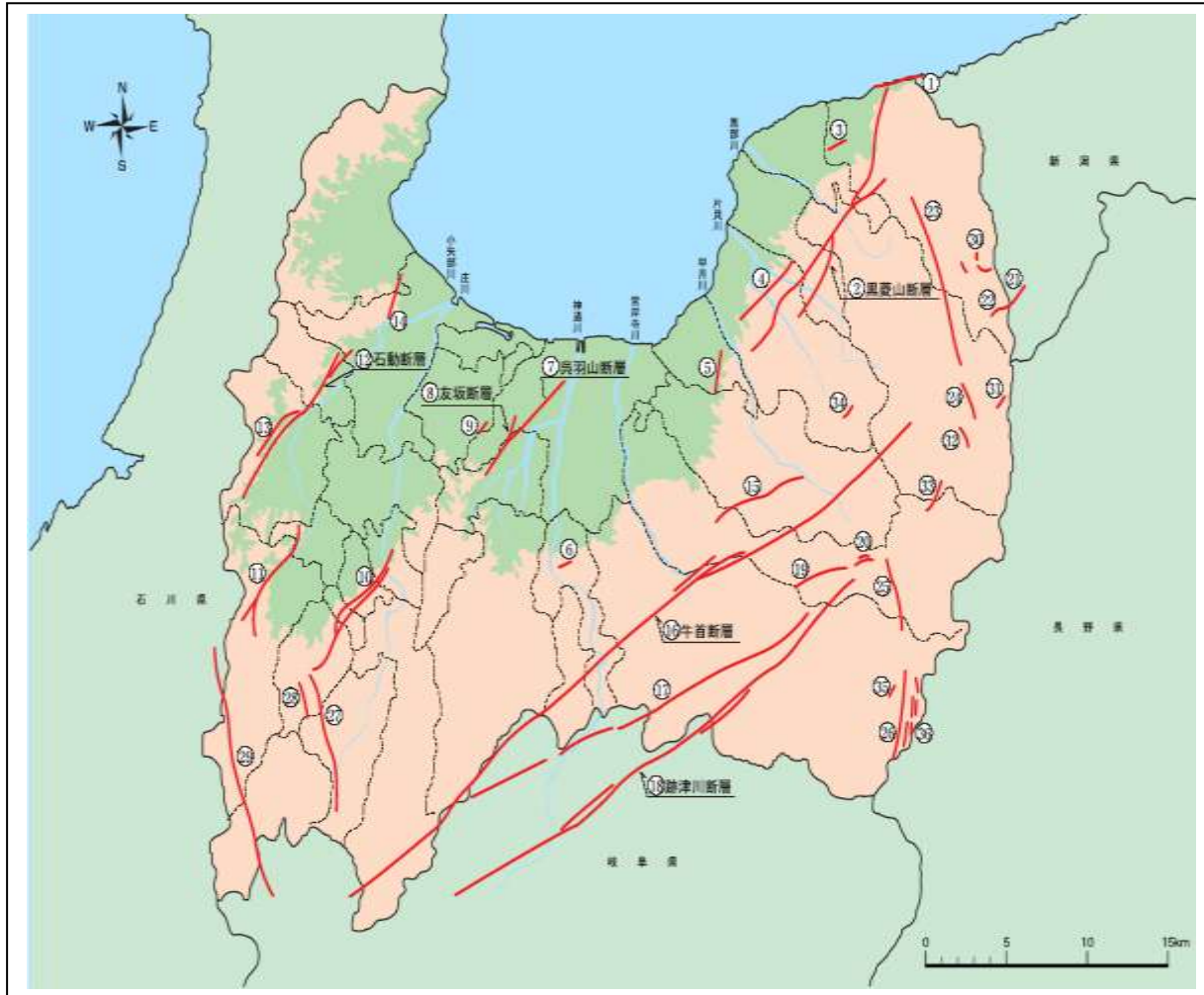
B：                   "                   1～0.1m/千年

C：                   "                   0.1m以下/千年

※平均変位速度とは、ある期間の断層変位量をその期間の長さで割った値。単位期間あたりのずれの長さをいう。

本市域内に位置する活断層は、海老坂断層がある。県内においても、国内有数の大規模な活断層である跡津川断層をはじめ、現在 36 以上の活断層の存在が確認又は推定されている。

富山県の活断層分布図



○ 富山県の活断層

断層名	確実度	活動度	断層名	確実度	活動度
1 親不知	I	B～C	19 弥陀ヶ原	I	
2 黒菱山	I	B	20 天狗平	I	
3 不動堂	I	B	21 雪倉	I	
4 石垣平	I	B～C	22 鉢岳西斜面	I	B
5 大浦	I	B	23 小川	I	
6 大沢野八木山	II	C	24 中背山西斜面	II	B～C
7 呉羽山	I	B	25 一ノ瀬	I	B
8 友坂	I	B	26 東沢谷	II	
9 山本新	I	B	27 城端－上梨	II	
10 高清水(たかしょうず)	I	B	28 二ツ屋川	I	B
11 法林寺	I	B	29 加須良	I	A～B
12 石動	I		30 朝日岳南斜面(群)	I	B
13 石動西方	II	C	31 天狗岳西斜面(群)	I	B
14 海老坂	II	C	32 餓鬼山西斜面	II	B～C
15 高峰山	II		33 ガンドウ尾根	II	B～C
16 牛首	I	A	34 大明神山西斜面	I	B～C
17 茂住	I	A～B	35 赤牛岳北斜面	I	B～C
18 跡津川	I	A	36 野口五郎岳-烏帽子岳(群)	I	B～C

注1) 「確実度」及び「活動度」を表す記号は前述(p1 参照)によるもの

注2) データ内容は、「10万分の1 富山県地質図説明書」(富山県、1992年)をベースに「呉羽山断層に関する調査」・「砺波平野断層帯に関する調査」(富山県 1997、1998～2000)及び「砺波平野断層帯・呉羽山断層帯の評価」(文部科学省、2002)のデータを加えたもの。

注3) 魚津断層帯を構成する個々の断層については、「3 不動堂断層」、「5 大浦断層」以外は具体的な名称、データ等を記載した文献がないため、この表には掲載していない。

注4) 砺波平野断層帯を構成する断層は、西部:「11 法林寺断層」、「12 石動断層」、東部:「10 高清水断層」、「27 城端－上梨断層」である。

## (2) 過去の地震

本市に関する歴史地震は、前頁「富山県内に被害をもたらした主な歴史地震」のとおりであり、中でも特に、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は、本県に大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

その中でも、本市が経験した過去の地震としては、1858年4月9日の飛越地震（マグニチュード7.0～7.1）において、震度5以上の地震を経験していると考えられている。

また、1933年以降、2007年7月までに富山地方気象台において記録した地震のうち、震度4以上を記録した地震は8回である。【次頁「震度4以上を記録した地震一覧」参照】

なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はない。

### ○富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863(貞観5)		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	(5～6)
1662(寛文2)	(琵琶湖付近)	7.25～7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668(寛文8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707(宝永4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	(5～6)
1858(安政5)	飛越地震	7.0～7.1	大鳶・小鳶崩壊、洪水、	(5～6)
〃	(大町付近)	5.7	流出家屋多し	—

※上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧【増補改訂版】」（宇佐美龍夫、1996年）において1900年以前で本県に関する記事のあるものを記載した。空欄は記載なし。

○震度 4 以上を記録した地震一覧

発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和 8)	七尾湾	6.0	傷者 2、氷見で土砂崩れ、亀裂	富山、伏木 4
1944(昭和 19)	東南海	7.9	不明	富山 4
1948(昭和 23)	福井	7.1	西部で被害	富山 4
1952(昭和 27)	大聖寺	6.5	硝子破損	富山 4
1993(平成 5)	能登半島沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木 4
2000(平成 12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部 4
2007(平成 19)	能登半島	6.9	西部で被害	射水、小矢部、氷見、富山等 5 弱
2007(平成 19)	中越沖	6.8	被害なし	舟橋村、氷見市 4

※「理科年表」(国立天文台、平成 13 年)及び「富山県気象災異史」(富山地方気象台、富山県、昭和 45 年)等による。



### (3) 表層地盤のゆれやすさ

地震による地表でのゆれの強さは、主に「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なる。一般にはマグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べて大きくなる。

国土交通省の地盤データを基に、ボーリング調査結果や過去の地震データ等を加味して分析を行い、地震の揺れの要素となる表層地盤の硬軟など「地盤特性」に着目し、地図を1平方キロごとにメッシュ区分を行い、揺れやすさを7段階に色分けしたマップによれば、本市では島尾から中心市街地にかけての海岸線に沿った内陸部を中心に、震度が大きくなることわかる。

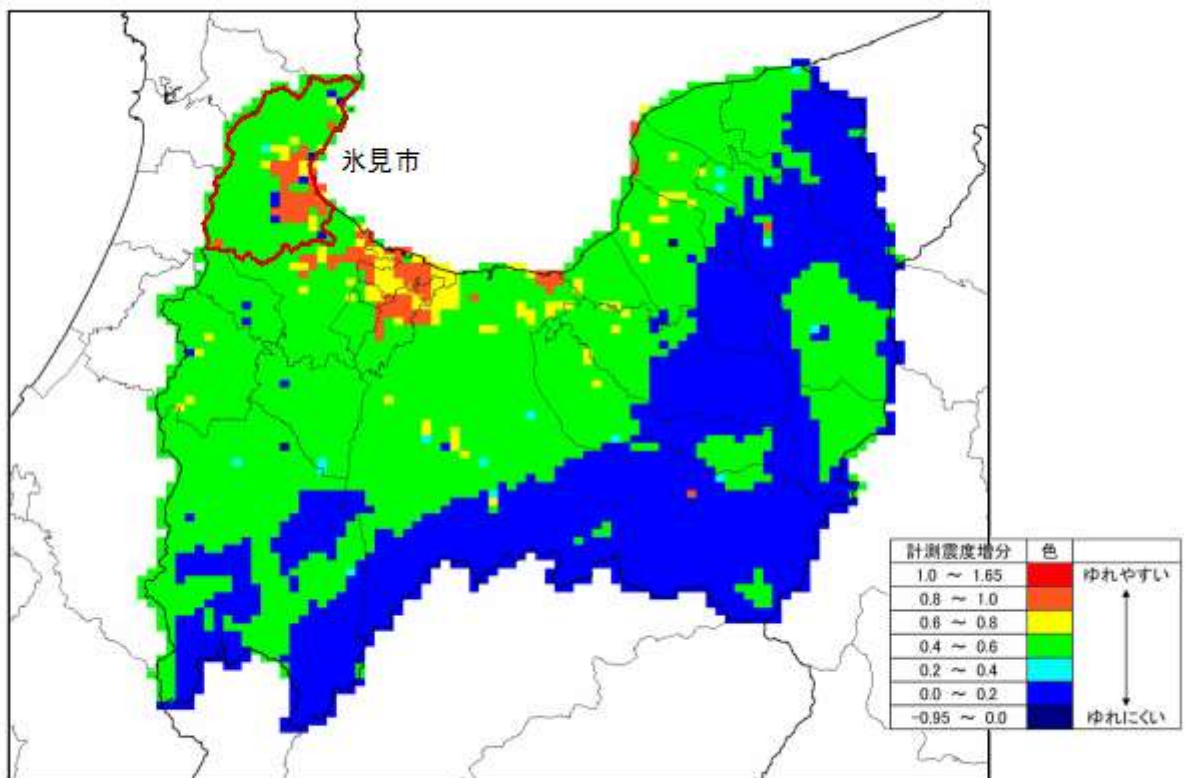


図 表層地盤のゆれやすさ（富山県）

表層地盤の揺れやすさマップ(富山県) (内閣府 2005年10月)

#### (4) 地震の想定

富山県では、平成8年度に跡津川断層（M7.1）による被害調査、平成10年度に呉羽山断層（M6.5）による被害調査、さらに平成13年度に法林寺断層（M7.0）による被害調査を実施している。

地震被害想定からみた場合、被害の発生に最も影響するのは加速度の大きさと考えられ、地震動を評価する指標として加速度を用いることが一般的である。

このようなことから、基盤加速度を推定するとともに、地震応答解析を行い各種地盤の特性を考慮して、地表面最大加速度を推測し震度分布を推定している。

以上の結果、市域の平野部ではいずれの想定地震においても震度が大きいと予想される。

##### ① 跡津川断層（M7.1）

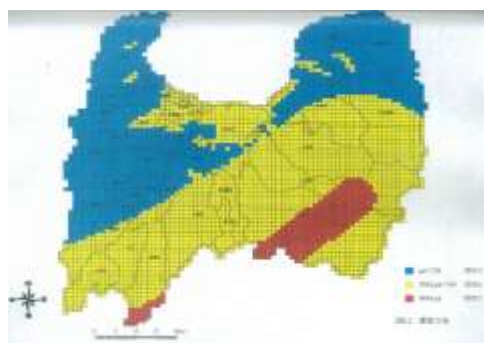
震度分布では断層付近に震度7を示す。震度6はその外周部と富山湾沿いの平野部（軟弱地盤）に分布している。

##### ② 呉羽山断層（M6.5）

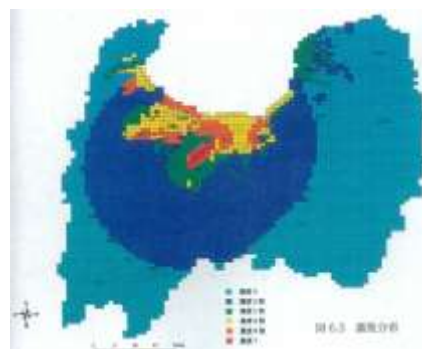
震度分布では断層付近に震度7を示す。その周辺では、震度6弱以上が現れている。また、富山湾沿いの平野部（軟弱地盤）にも大きな震度が示されている。

##### ③ 法林寺断層（M7.0）

震度分布では断層近傍で震度6強を示す。その周辺で震度5強以上が現れている。また、富山湾沿いの平野部（軟弱地盤）にも大きな震度が示されている。



跡津川断層想定地震震度分布



呉羽山断層想定地震震度分布



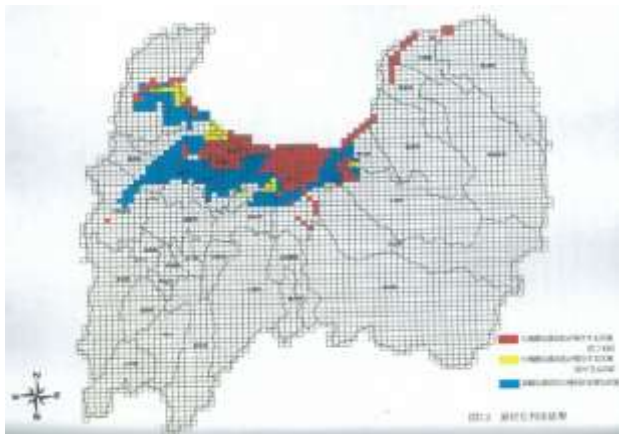
法林寺断層想定地震震度分布

### (5) 液状化の危険性

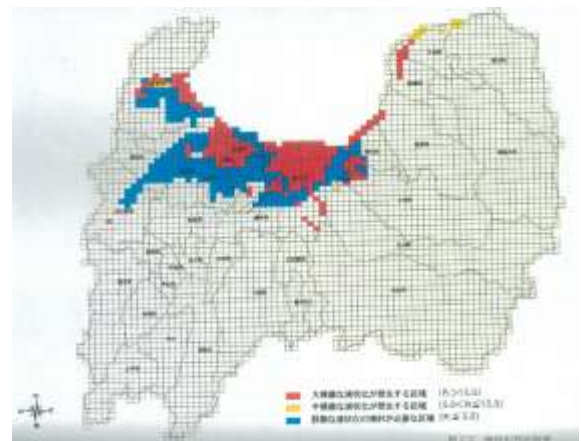
過去の地震により液状化したところの地形や土質などを調べると、粒度の比較的そろった砂地盤（中～細粒の砂地盤）地域で、しかも地下水が高い地域（地表10m以浅）に起きやすいことがわかっている。

また、低地部の地形と対応させてみると、一般的に、埋立地・旧河道・三角州（デルタ）地帯・泥質で傾斜のゆるい谷底平野・自然堤防の周縁部などに起きやすい。

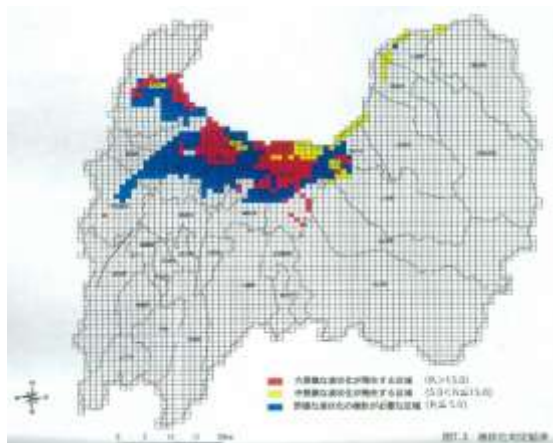
市域の平野部では、軟弱地盤が厚く堆積しており、何れの地震時においても墳砂や地盤変異を起こし、構造物、道路、鉄道、地下埋設物等に大きな被害をもたらすおそれがある。



跡津川断層による液状化判定結果



呉羽山断層による液状化判定結果



法林寺断層による液状化判定結果

## (6) 被害の想定

地震には海洋型地震と内陸型地震があるが、過去の記録から、本市に影響を及ぼすおそれのある地震は跡津川断層をはじめとする大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられ、富山県の推定結果によれば、本市から約40km離れている跡津川断層が動いた場合でも、本市域では震度5程度の分布が想定されている。

本市域の活断層である海老坂断層を震源とする直下型地震が発生した場合には、断層付近では、震度6弱以上が予測されることから、平野部では地盤の液状化、山間部では土砂災害が発生し、大きな被害が発生することが想定される。

被害の想定は下表のとおりであるが、これは一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震被害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば当然異なった予想値となるので、その前提のもとに取り扱う必要がある。

### ○本市の主な地震発生時の被害想定

項 目			現 況	呉羽山断層地震		跡津川断層地震		法林寺断層地震	
			棟数	棟数	%	棟数	%	棟数	%
建築物 (住宅)	木 造	住 宅	17,088	1,966	7.65	1,418	5.43	2,264	9.10
		全 数	43,446	4,992	7.64	3,600	5.42	5,748	9.08
	鉄骨造	住 宅	965	102	10.21	69	6.74	102	10.21
		全 数	2,301	245	10.26	171	6.95	245	10.26
	鉄筋コンクリート造	住 宅	186	10	4.84	5	2.69	10	4.84
		全 数	462	23	4.44	11	2.38	23	4.44

※出典：「富山県地域防災計画」

※建築物の%は被害率を示す。被害率＝（全壊棟数＋1/2半壊棟数）／総建物数

## 2 耐震化の現状及び目標

### (1) 耐震化の現状

#### ①住宅の耐震化率

市内の住宅総戸数は 15,990 戸であり、この内で、昭和 55 年以前に建てられた戸数は 9,920 戸である。また、耐震性が不十分であると思われる住宅戸数は 8,288 戸と推計され、耐震化率は約 48%（富山県約 63%）である。

建て方別では、木造戸建住宅は 14,650 戸であり、この内、昭和 55 年以前に建てられた戸数は 9,230 戸あり、耐震性が不十分であると思われる戸数は 8,122 戸と推計される。また、共同住宅などその他の住宅は、1,340 戸あり、このうち昭和 55 年以前に建てられた戸数は 690 戸あり、このなかで耐震性が不十分であると思われる戸数は、166 戸と推計される。

#### ○住宅の耐震化率

		平成 15 年調査結果
住宅総数		15,990 戸
(昭和 55 年以前に建築のもの)		9,920 戸
耐震化が不十分		8,288 戸
構成比率		52 %
内	木造戸建て住宅	14,650 戸
	(昭和 55 年以前に建築のもの)	9,230 戸
	耐震化が不十分	8,122 戸
	構成比率	55 %
訳	共同住宅及びその他の住宅	1,340 戸
	(昭和 55 年以前に建築のもの)	690 戸
	耐震化が不十分	166 戸
	構成比率	12 %

※) 国土交通省が行った都道府県のアンケート調査等に基づき、昭和 56 年以前建築の木造戸建住宅の約 88%、共同住宅等の約 24%が、耐震性が不十分であると推計(出典 H15 住宅土地統計調査)

## ②特定建築物の耐震化の現状

市内の多数の者が利用する建築物（以下「特定建築物※」という）の総数は、市有建築物が55棟、民間建築物が70棟で、あわせて125棟であり、この内、昭和56年以前に建てられた施設は、市有建築物が32棟、民間建築物が21棟で、あわせて53棟である。この中で耐震性が不十分である建物は39棟あり、特定建築物全体の耐震化率は69%となっている。

※特定建築物の定義 別添資料(特定建築物一覧表) 参照

### ○市有特定建築物の耐震化率は49%。

本市が所有する特定建築物の総数は55棟であり、このうち、昭和56年以前に建てられた施設は26棟である。この中で、耐震性が不十分であると思われる施設（耐震診断未実施建物を含む）は23棟であり、耐震化率は約49%である。

### ○市有特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

市有特定建築物		計 ① =②+③	昭和56年以前に建てられた建築物											※耐震性有の建築物数 ⑦ =①-(④+⑤+⑥)	耐震化率 ⑦/①
			昭和57年以降の建築物 ②	昭和56年以前の建築物 ③	耐震診断未実施建物 ④	診断中 ⑤	耐震診断実施建物	耐震診断実施率	耐震性有	耐震性無	耐震改修済み	未改修 ⑥			
用途															
1	被災時に拠点となる施設及び救護施設 市役所、消防署、その他これらに類する公益上必要な建築物、病院	8	4	4	1	0	3	75%	0	3	0	3	4	50%	
2	住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設 小学校、中学校	33	11	22	4	1	17	77%	3	14	1	13	15	45%	
	保育所、幼稚園	2	0	2	2	0	0	0%					0	0%	
	体育館、運動施設	4	3	1	1	0	0	0%					3	75%	
	その他社会福祉センター等	1	0	1	1	0	0	0%					0	0%	
3	比較的滞在時間の長い施設 市営住宅	4	4	0									4	100%	
4	多くの市民が集まる集客施設 集会場	3	1	2	2	0	0	0%					1	33%	
5	その他の特定建築物 駐車場、その他	0	0	0	0	0	0	0%					0	0%	
合計		55	23	32	11	1	20	62%	3	17	1	16	27	49%	

※) 耐震診断未実施の建物は耐震性は無しとする。

(H21.11現在)

## ○民間特定建築物の耐震化率は、83%。

民間特定建築物の総数は 70 棟であり、この内、昭和 56 年以前に建てられた施設は 21 棟である。この中で、耐震性が不十分であると思われる施設は 12 棟と推計され、耐震化率は 83% である。

## ○民間特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

種 別	全施設数	昭和 57 年 以降の棟数	昭和 56 年以前の棟数		耐震化率 E=(B+C)/A
			耐震性あり	耐震性不十分	
	A	B	C	D	
1 被災時に拠点となる施設及び救護施設 ・病院、診療所	6	5	0	1	83%
2 住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設 ・保育園・学校・体育施設・老人ホーム等	17	15	1	1	94%
3 比較的滞在時間の長い施設 ・ホテル・旅館・賃貸住宅・寄宿舍・下宿等	27	19	4	4	85%
4 多くの市民が集まる集客施設 ・集会場・店舗・銀行等	7	3	1	3	57%
5 その他の特定建築物 ・事務所・工場・公衆浴場等	13	7	3	3	77%
合 計	70	49	9	12	83%

(H21. 11 現在)

※耐震診断未実施の施設については、国土交通省の推計に準じて取り扱う。

全国の耐震診断実施数 43,000 件より、耐震性ありの割合を算出。

庁舎、警察署、消防署、幼稚園、体育施設、劇場・展示場等、その他の特定建築物：49.6% 病院：42.1%  
学校施設：29.6%。

社会福祉施設：44.6% ホテル、旅館：35.8% 賃貸住宅、寄宿舍等：76.0% 店舗等：47.8%。

## (2) 耐震化の目標

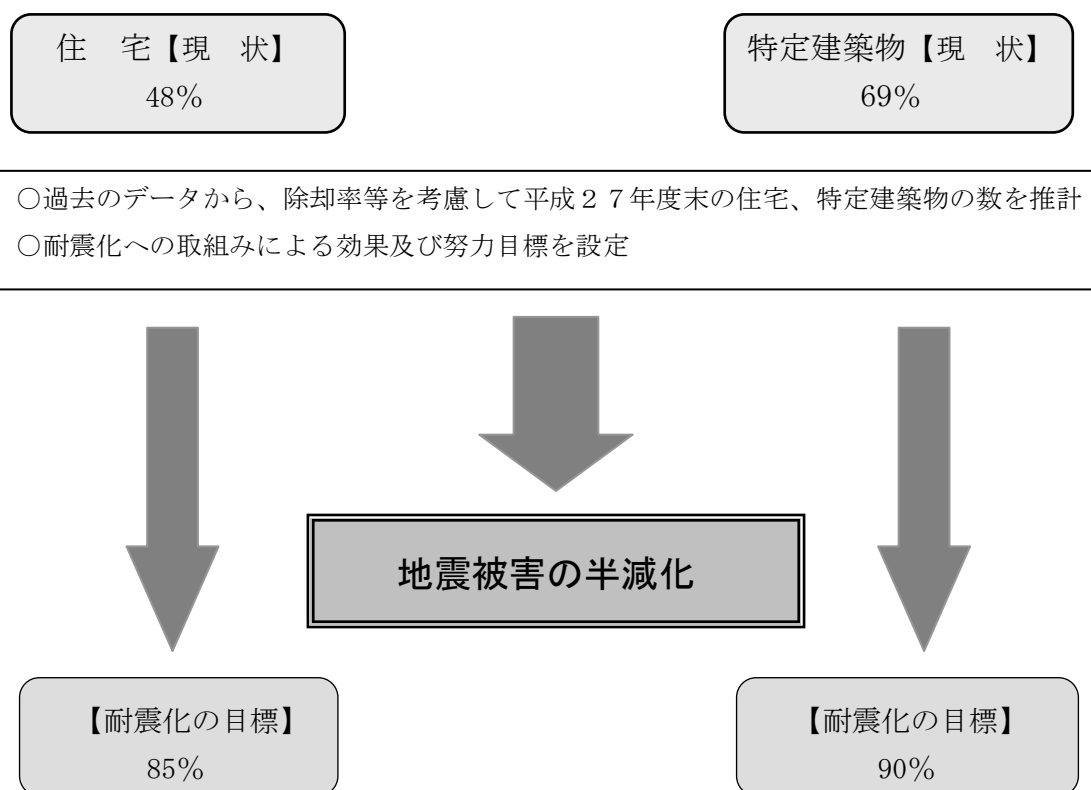
平成27年度末の耐震化率を、住宅は85%、特定建築物は90%とすることを目標とする。

### ○県の目標

富山県耐震改修促進計画では、住宅の耐震化率について現状の63%を平成27年度末までに85%に、特定建築物の耐震化率について、現状の72%を、平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標としている。

### ○住宅・特定建築物の耐震化の目標

本市では、国の基本方針や富山県耐震改修促進計画を考慮し、平成27年度までの地震被害の半減化等に向けた目標設定を、住宅は現状の48%を85%に、特定建築物は現状の69%を90%とする。



※住宅・特定建築物の耐震化率は、昭和56年以前に建築されたものでも耐震性を有しているものがあるとして、国土交通省の推計値に準じて現状及び目標設定を行う。



## ① 住宅の耐震化

### ○耐震化率 85%達成するためには、約 5,800 戸の耐震化が必要。

平成 15 年の住宅総戸数は 15,990 戸であり、この内、耐震性のある住宅戸数は 7,702 戸で耐震化率は約 48%である。平成 27 年度末までに目標の 85%に達するためには、5,761 戸の耐震性のない住宅の耐震化を図る必要がある。

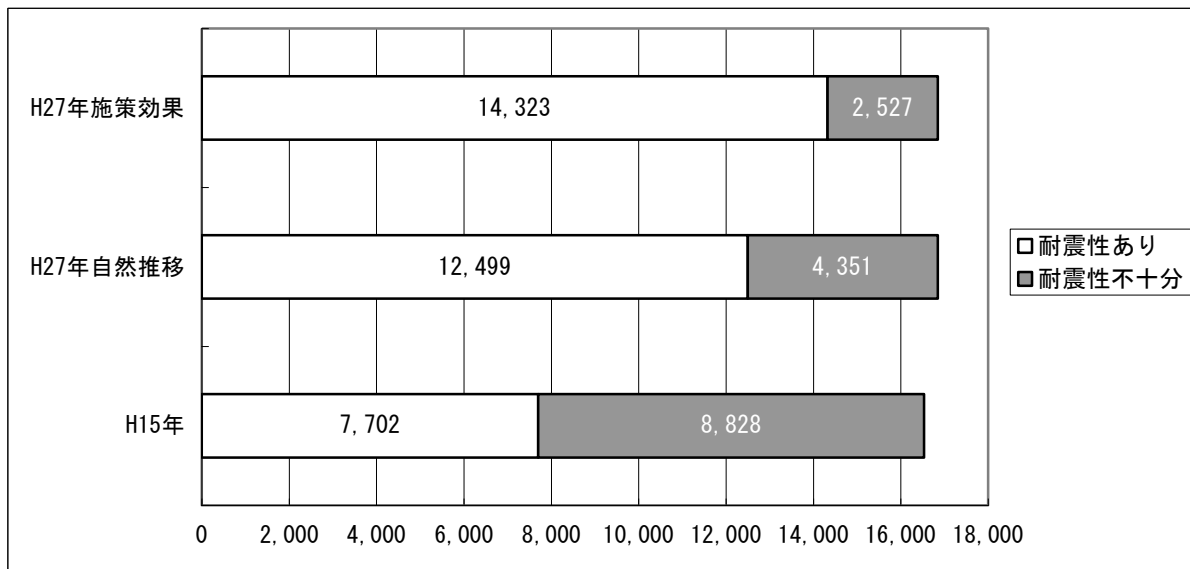
そのうち、3,937 戸は建替えや改修による耐震化が見込まれ、それに加えて、耐震化促進のための総合的な取組み（第 3 章以降）を通じて、耐震化戸数を 5,761 戸まで向上させることが必要となる。

### ○耐震化の現状・目標表

(単位：戸数)

	現 状 平成 15 年度	自然推移※ 平成 27 年度	施策による 改善分 1,824 戸	施策効果 平成 27 年度	耐震改修等の 必要な棟数
耐震性が不十分な 住 宅 数	8,288	4,351	→	2,527	5,761
住 宅 総 数	15,990	16,850		16,850	
耐 震 化 率	48%	74%		85%	37%

※ H15 から H27 までの国の推計；建設率、除却率、空家化率を組み込んで推計した値



### ○5,800 戸の耐震化のためには、耐震改修と建替えの促進が必要。

耐震性のない住宅 8,280 戸の耐震化を図るためには、耐震改修工事を実施するか、建替えを行うことが必要である。

自然推移で想定される改修や建替え戸数は、3,937 戸であり、目標戸数 5,761 戸には 1,824 戸不足している。そのため、改修または建替え戸数を年間 150 件増やすことが必要になる。

## ② 市有特定建築物の耐震化

庁舎等では、地震災害時において、被害情報収集や災害対策指示等がおこなわれ、また病院等では災害による負傷者の治療が、学校等は避難場所として活用されるなど、多くの市有建築物が応急活動の拠点として活用される。

このため利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設として機能確保の観点から、非木造で2階建て以上又は200㎡超の建物の耐震化を促すとともに、特定建築物については、耐震化の整備方針、整備目標を定めるとともに、今後、整備プログラムの策定を行い、計画的に耐震化の促進に取り組むものとする。

### ア 整備方針

市有特定建築物の耐震化は、被災時に拠点となる施設、住民の避難所として使用される施設について、優先的に整備するものとする。

また、その他の建築物については、建物の用途、構造耐震指標値（Is値※）、構造、規模等を考慮して整備を行うものとする。

市は、整備目標、整備の優先度を踏まえ、耐震診断及び耐震改修の整備プログラムを策定し、計画的に耐震診断・改修を実施するものとする。

※) 建物の耐震性能を表す指標をIs値（Seismic Index of Structure）といい、その値が大きいほど耐震性能は高くなる。

### イ 整備目標

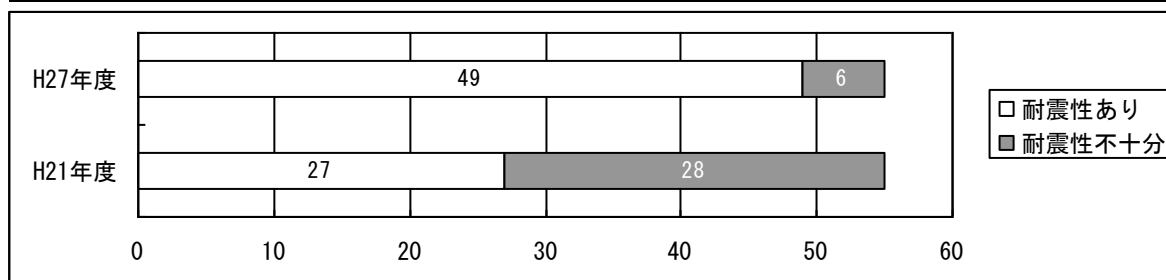
市有特定建築物については、平成27年度末までに耐震化率を90%とする。

#### ○耐震化率90%を達成するためには、22棟の耐震化が必要。

市有特定建築物は55棟あり、この内耐震性のある施設は27棟で、現状では耐震化率約49%である。目標の90%を達成するためには、平成27年度までに22棟の耐震化を図る必要がある。

#### ○耐震化の現状・目標表

	平成21年度	平成27年度	耐震改修等の必要な棟数
耐震性が不十分な棟数	28	6	22
全棟数	55	55	
耐震化率	49%	90%	41%



## ○種別ごとの耐震化の目標

平成27年度末の各種別の耐震化の目標については、以下のとおりとする。(単位:棟)

種別	全棟数	昭和57年以降の棟数	昭和56年以前の棟数		耐震化率	
			耐震性あり			耐震性不十分
	A	B	C		D	E=(B+C)/A
			改修済※	要改修		
1. 被災時に拠点となる施設及び救護施設	8	4	0	4	0	90%
2. 住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設	40	14	4	16	6	
3. 比較的滞在時間の長い施設(市営住宅)	4	4	0	0	0	
4. その他の特定建築物	3	1	0	2	0	
合計	55	23	4	22	6	90%

※耐震診断の結果、耐震性ありを含む。

## ウ 整備の優先度

- 1 災害対策の指揮、情報伝達等や救援・救護施設など、その機能確保が求められる建物。
- 2 地域防災計画において、被災者の受け入れ等、避難施設として位置づけられている建物。
- 3 高齢者、身体障害者等の災害時要援護者が利用する社会福祉施設。
- 4 多数の者が利用する特定建築物。

## エ 整備プログラム

市有特定建築物の整備は、整備目標、整備の優先度を踏まえ、別途整備プログラムを策定し、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施するものとする。

## ③民間特定建築物の耐震化

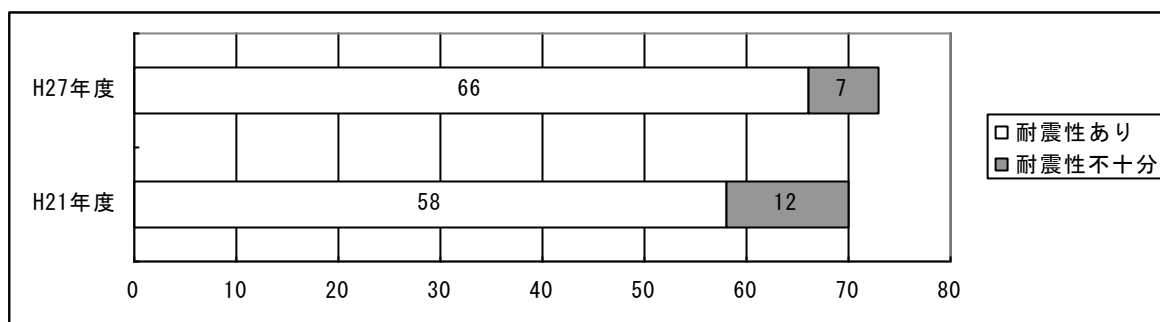
**耐震化率90%を達成するためには、5棟の耐震化が必要。**

平成21年度の民間特定建築物の総数は70棟であり、このうち耐震性のある建物は58棟と推計され、耐震化率は83%である。

市は民間建築物の耐震化を図るため①耐震化に係る啓発、②建築物の所有者への指導・指示等、③耐震改修に対する支援の3つの観点から総合的に取り組み耐震化を図る。

### ○耐震化の現状・目標表

	平成21年度	平成27年度	耐震改修等の必要な棟数
耐震性が不十分な棟数	12	7	5
全施設数	70	73	—
耐震化率	83%	90%	7%



### ○種別ごとの耐震化の目標

平成27年度末の各種別の耐震化の目標については、以下のとおりとする。 (単位:棟)

種別	全棟数	昭和57年以降の棟数	昭和56年以前の棟数		耐震化率
			耐震性あり	耐震性不十分	
	A	B	C	D	E=(B+C)/A
1 被災時に拠点となる施設及び救護施設	6	5	0	1	90%
2 住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設	17	15	1	1	
3 比較的滞在時間の長い施設	27	20	4	3	
4 多くの市民が集まる集客施設	8	4	3	1	
5 その他の特定建築物	15	10	4	1	
合計	73	54	12	7	90%

- ・昭和56年以前の建築物の滅失については9%(過去のトレンド:国土交通省耐震化目標資料より)とする。
- ・4.多くの市民が集まる集客施設 5.その他の特定建築物については、国土交通省の算定根拠に準じ、全数を現状の1.11倍とする。

## 第2章 災害応急対策上重要な道路の指定に関する事項

### 1 市が地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路

市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第1号の規定により、建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある道路として、氷見市地域防災計画に定められた緊急通行確保路線を指定する。

※緊急通行確保路線とは、災害時の緊急交通路となる道路として、氷見市地域防災計画に指定されているもので、地震防災対策特別措置法に基づく緊急輸送道路と同義としている。

緊急通行確保路線	路線数	道路延長 (km)
第1次緊急通行確保路線	2	34.0
第2次緊急通行確保路線	1	16.0
第3次緊急通行確保路線	41	61.1
合計	44	111.1

※路線名、起点及び終点等については、別添資料を参照

(平成22年2月現在)

#### (1) 第1次緊急通行確保路線

- ア 広域的な輸送に不可欠な高速道路、一般国道、一般国道とインターチェンジ及び輸送拠点をつなぐ幹線道路
- イ 広域的に拠点となる施設に接続する幹線道路
- ウ 富山県地域防災計画で指定している緊急通行確保路線

#### (2) 第2次緊急通行確保道路

- ア 各地区の拠点避難施設を相互に接続する幹線道路
- イ 第1次緊急通行確保路線を相互に補完する道路

#### (3) 第3次緊急通行確保路線

- ア 上記路線を相互に補完する幹線道路（迂回ルート）

○緊急通行確保路線図

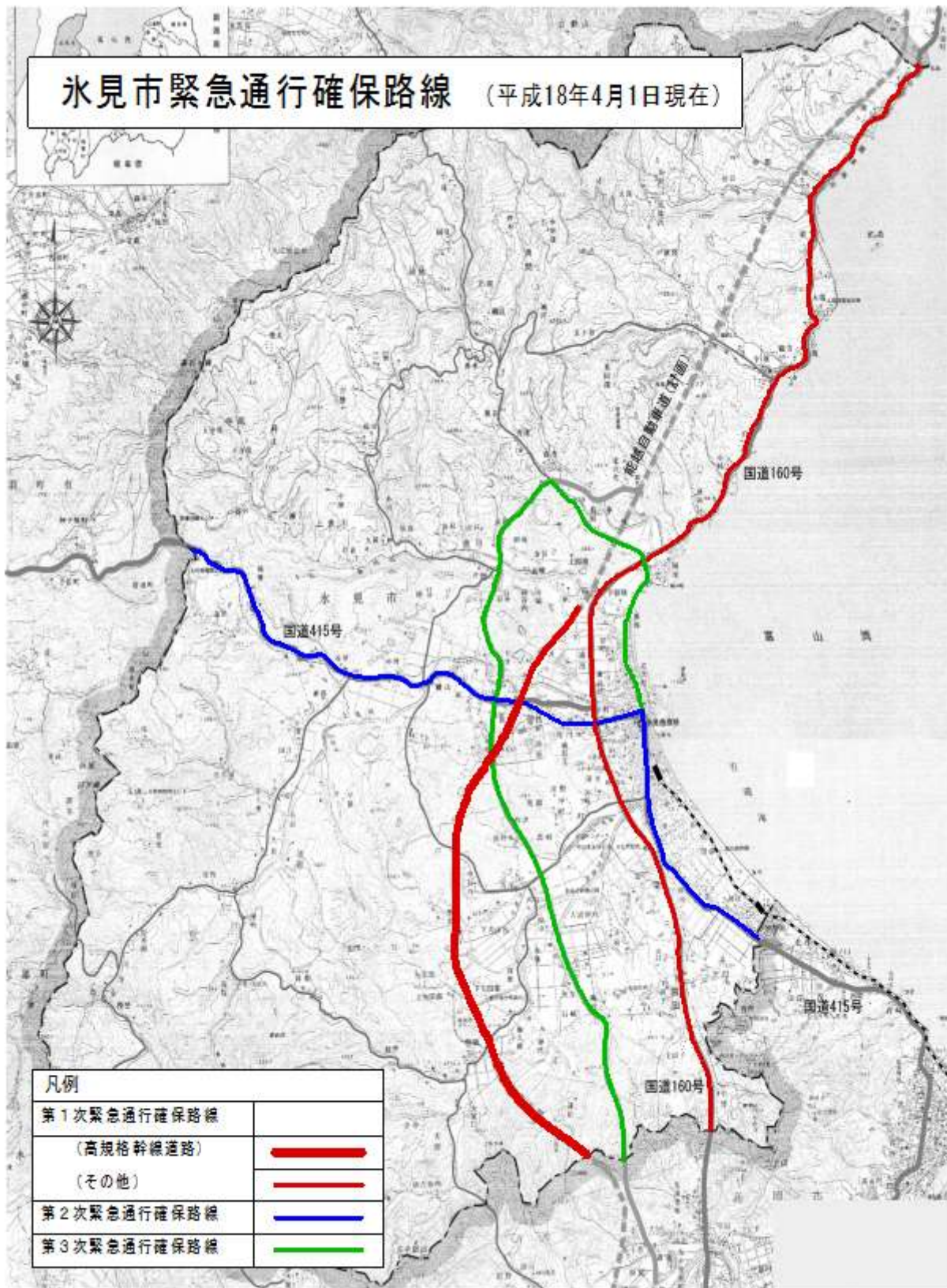


図1 緊急通行確保路線図 (概略図)

## 2 緊急通行確保路線沿いの建築物の耐震化対策

緊急通行確保路線沿いの特定建築物（法第6条第3号に規定）については、地震災害時における倒壊等により、道路閉塞等の市民の避難の妨げや物資の輸送に支障をきたすことの無いよう、一般の建築物以上に耐震化を図る必要性が高いと考えられる。

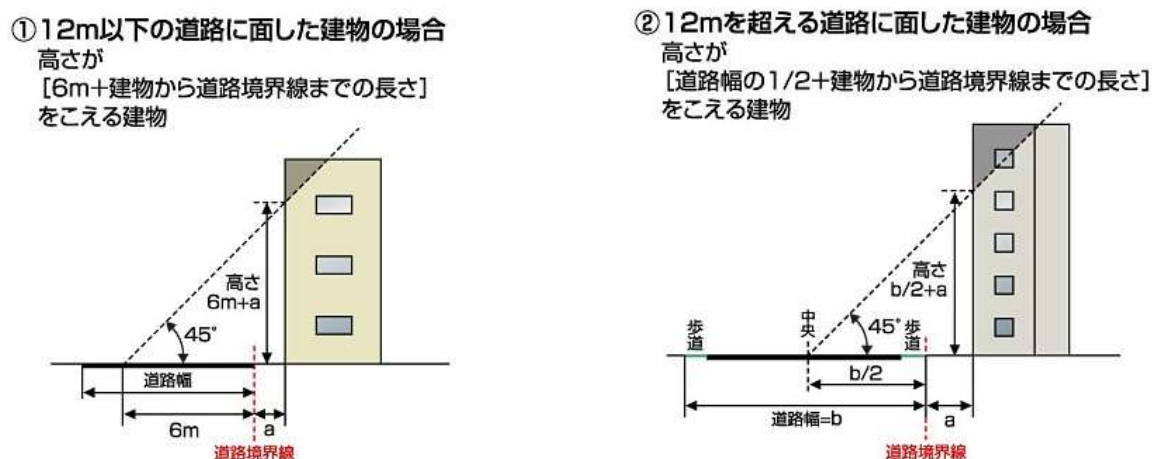


図2 緊急通行確保路線沿いの特定建築物

本市における第1次～第3次緊急通行確保路線沿いの建築物を調査したところ、対象となる特定建築物は89件であった。その内、昭和56年以前の建築物は52件、昭和57年以降の建築物は37件であることより、耐震性の不十分なものも多数あると思われる。

また建物用途別の内訳を見ると、昭和56年以前の住宅・店舗併用住宅が33件、事務所・店舗が9件となっており、全体の約8割を占めている。

特に昭和56年以前の建築物が多く見られるのは、国道415号沿いの本町や比美町、県道藪田・下田子線沿いの中央町防災街区を中心とするエリア等が挙げられる。

このことから、平成27年度までに当該建築物の耐震化促進のため、耐震性が不十分と思われる建築物の所有者に対して耐震化の普及啓発等を行うほか、耐震改修促進法に基づく指導、助言を積極的に行い、また、公共的な観点から必要な支援を講じ、当該建築物の耐震化を促進する。

○緊急通行確保路線沿いの特定建築物（道路閉塞）内訳

用途	昭和56年以前 件数	昭和57年以降 件数	計
住宅・併用住宅	33	18	51
事務所	4	3	7
店舗	5	7	12
病院・診療所	2	4	6
賃貸住宅	1	0	1
学校	1	0	1
ホテル	1	4	5
複合ビル	2	1	3
公共施設	2	0	2
空き家	1	0	1
計	52	37	89



## 第3章 建築物の耐震化の促進を図るための施策に関する事項

### 1 耐震化の取組み基本方針

既存建築物の耐震化を促進していくには、まず建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、市民ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要である。このことから、「自らの生命・財産は、自分で守る。」ことを防災の基本とし、意識して取り組むことができるよう環境整備を行う必要がある。

本市として、耐震化に取り組む所有者等に対しできる限り支援する観点から、建築物の地震対策に対する支援事業等を充実し、国や県との連携を図り、耐震診断・耐震改修の促進、耐震化への様々な施策を実施するよう努める。

また、市有建築物に昭和56年以前の建築物が多く、耐震化がなされていないことを鑑みると、積極的かつ計画的に施設の耐震化を行っていくことが重要であり、災害時の避難施設や救護施設となる建築物の耐震化の促進に努め、安全なまちづくりをめざす。

#### (1) 住宅・建築物の耐震化に関する基本方針

地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、人命や財産を守るため、既存建築物の耐震性向上策として、本市と県及び関係団体が連携しつつ、耐震診断の実施及び耐震化に関する施策を実施するとともに、耐震化の普及啓発を図る。

また、地震時の建築物や建築物敷地における総合的な安全性の確保から、地震発生時に危惧されるブロック塀等の倒壊防止、窓ガラスや屋外看板等の落下防止、天井等の非構造部材の安全確認、エレベーターの安全確保、家具の転倒防止等についても、必要な指導・助言を行うことにより、地震による被害の拡大防止に努める。

#### (2) 普及、啓発に関する基本方針

住宅建設業者や建築技術者、市民に耐震化の必要性や手法等について周知し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、もって地震に強いまちづくりに努める。

#### (3) 関係機関との連携に関する基本方針

県及び、社団法人富山県建築士会、社団法人富山県建築士事務所協会、社団法人富山県建設業協会及び富山県優良住宅協会等の建築関係団体と連携し、耐震化へ向けての相談や既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する。

## 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

氷見市は、耐震診断や耐震改修等の耐震化に取り組む住民に対し、県と連携して支援を行っている。

耐震化へ向けての支援については、耐震診断・耐震改修への助成制度のみならず、融資制度や税の特例措置があることを広くPRすると共に、耐震化促進へ向けた新たな施策の展開も検討する。

### <単独助成制度>

#### <富山県独自>

##### <木造住宅耐震診断支援事業>

内 容： 木造戸建住宅の耐震診断を行う方に助成します。

助 成 額： 県が耐震診断に要する経費の9割を負担

☆延床面積280㎡以下： 図面がある場合 負担額2千円、図面がない場合 負担額4千円

☆延床面積280㎡超： 図面がある場合 負担額3千円、図面がない場合 負担額6千円

対 象： ①木造の戸建て、階数が2以下のもの。

②昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの。

③在来軸組工法によるもの。

問合せ先： (社)富山県建築士事務所協会

#### <富山県独自>

##### <耐震診断等評定支援制度>

内 容： 耐震診断、耐震補強計画を行った建築物について、富山県耐震診断等評定委員会の評定を希望する方へ助成します。

助 成 額： 全額

対 象： ①昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの。

②公共団体所有の建築物を除く。

問合せ先： 富山県土木部建築住宅課審査係

### <融資制度>

#### <富山県独自>

##### <住みよい家づくり資金融資制度>

融資内容： ①融 資 額 400万円

②融資利率 2.55% (固定金利)

③償還期間 10年以内

④償還方法 お申し込みの金融機関の定めるところによります。

対 象： 住宅金融支援機構の耐震リフォームを受ける住宅

問合せ先： 県内各金融機関

## 〈氷見市が県と連携して行う助成制度〉

### 〈木造住宅耐震改修支援事業〉

- 内 容： 木造戸建住宅の耐震改修を行う方に県と連携して助成します。
- 助 成 額： 耐震性を確保するために要した費用の2/3（但し、助成限度額は60万円）
- 対 象： ①木造の一戸建てで、階数が2以下のもの。  
②昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの。  
③在来軸組工法による。  
④市内に所在するもの。
- 問合せ先： 氷見市建設部都市計画課建築・住宅担当

## 〈住宅・建築物に係る耐震改修促進税制（特例措置）〉

### 〈所得税の特例措置〉

- 内 容： 住宅の耐震改修を行った方への所得税の特別控除
- 控除額： 耐震改修工事に要した費用の10%相当額（但し、限度額20万円）
- 対 象： ①昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの。  
②地域住宅計画の区域、耐震改修促進計画区域等の地域
- 控除を受ける際は、耐震改修を行った旨の証明書が必要となります。
- 問合せ先： 証明書発行の申請： 氷見市建設部都市計画課建築・住宅担当  
所得税控除の申請： 高岡税務署

### 〈固定資産税の特例措置〉

- 内 容： 住宅の耐震改修を行った方への固定資産税の減額措置
- 減 額 額： 当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当分）を以下のとおり減額  
①平成18～21年に耐震改修が完了した場合：3年間1/2に減額  
②平成22～24年に耐震改修が完了した場合：2年間1/2に減額  
③平成25～27年に耐震改修が完了した場合：1年間1/2に減額
- 対 象： ①昭和57年1月1日以前から所在する住宅  
②現行の耐震基準に適合する耐震改修を行ったもの。  
（申請者の費用負担が30万円以上）
- 問合せ先： 減額措置を受ける際は、固定資産税減額証明書が必要となります。  
証明書発行の申請： 氷見市建設部都市計画課建築・住宅担当、  
耐震改修の設計等をした建築士等  
減額措置の申請： 氷見市税務課（工事完了から3ヶ月以内に申請）

### 〈事業用建築物に係る特例措置〉

- 内 容： 事業者が耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修を行った際に特別償却
- 償却額： 耐震改修に要した費用の10%
- 対 象： ①耐震改修促進法の特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）  
②耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないもの。

## ○耐震診断・耐震改修の支援制度のイメージ

例：木造戸建住宅の場合（平成21年度に行った場合）  
設計図書有り・耐震改修費用90万円の場合

### ★耐震化に対する相談

- ・ 氷見市都市計画課
- ・ 氷見市地域住宅相談所
- ・ とやま住宅相談所 等

### ★耐震診断（木造住宅耐震診断支援事業）

申し込み先：（社）富山県建築士事務所協会

①耐震診断を実施したい場合は、まず電話にて協会へ助成内容の確認をしましょう。

②助成対象であれば協会へ申し込み：設計図書がある場合：**負担額 2,000円**

③協会の会員が設計図書に基づき現地（住宅）の調査を行います。（1時間～3時間）

④調査内容を基に耐震診断を行います。

⑤耐震診断の結果を郵送にて送付します。（3週間～1ヶ月）

### ★耐震改修が必要となった場合（木造住宅耐震改修支援事業）

①耐震診断結果を基に工務店や設計事務所に耐震改修（補強）の相談をしましょう。

（耐震改修については、間取りの変更が必要な場合がありますので、後でトラブルにならないよう十分打合せする必要があります。）

②助成を受けるために本市都市計画課窓口にご相談・申し込みを行います。

③工務店や大工さんと耐震改修工事係る契約を交わして工事着工

④工事中には、耐震改修に係る部分の写真を撮るなど、耐震補強されたことが分かるようにしておく必要があります。（申し込み時に窓口で確認。）

⑤耐震改修工事が終わったら窓口へ報告書を提出して検査を受けます。

**補助金額 90万円 × 2/3 = 60万円**

### ★税金の特別控除

①耐震改修工事終了後、本市都市計画課窓口へ証明書の発行申請を行います。  
（所得税用と固定資産税用があります。）

**所得税の控除 90万円 × 10% = 9万円**

※確定申告し、税金の還付を受けます。

**固定資産税の控除 改修した住宅の120㎡分を3年間 1/2**

※改修工事終了後3ヶ月以内に市役所に提出します。

## 第4章 啓発及び知識の普及に関する事項

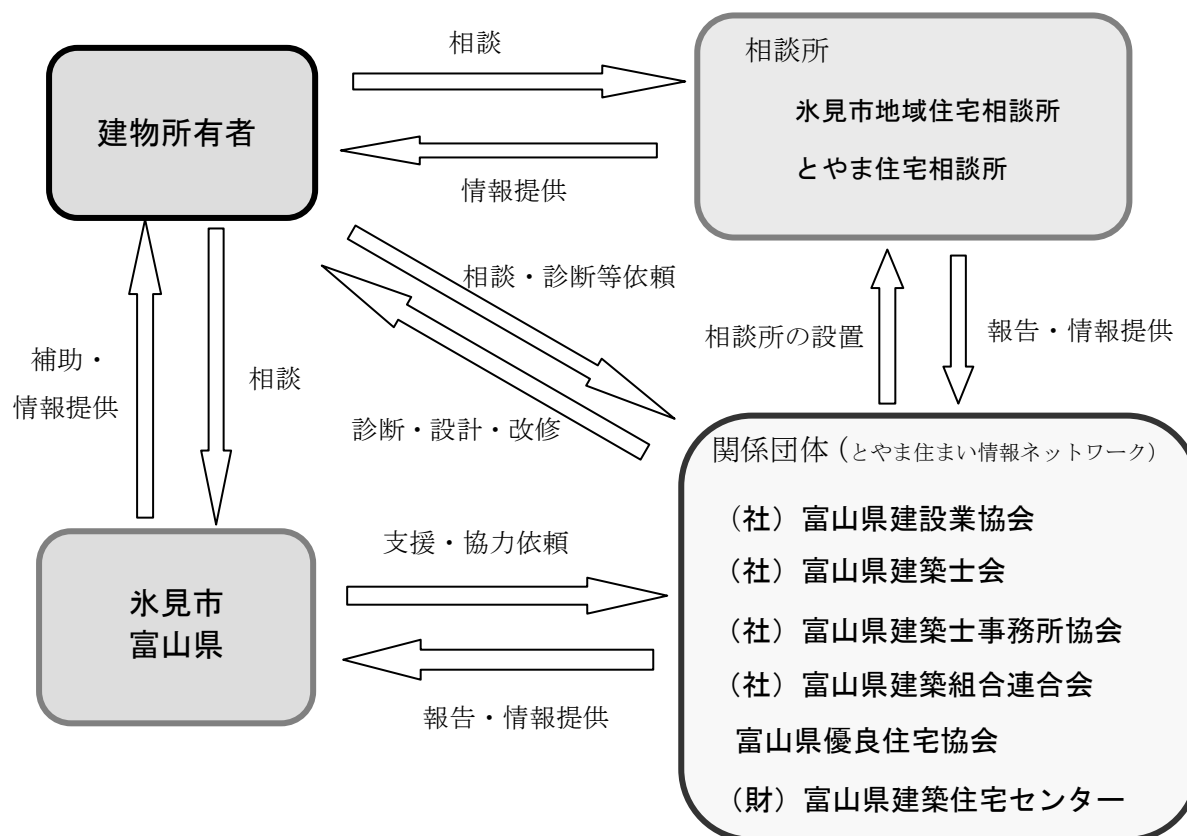
### 1 相談窓口の設置

本市においては、建設部都市計画課の窓口において耐震化の普及啓発を行っている。

また「氷見市地域住宅相談所」では、木造住宅の耐震に関する点検方法や、補強方法の概要などの耐震化促進へ向けての普及啓発に努めている。さらに、建築関係団体で構成している「とやま住まい情報ネットワーク」が設置している「とやま住宅相談所」を、情報提供の場として活用していく。

今後、建築防災週間等の各種行事やイベントの際には、市民へ建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について、普及啓発を図ることや、建築関係団体へも耐震化へ向けての普及啓発活動を促進する。

#### ○関係機関と連携した相談体制イメージ



※とやま住まい情報ネットワークとは、(社) 富山県建設業協会、(社) 富山県建築士会、(社) 富山県建築士事務所協会、富山県優良住宅協会及び(財) 富山県建築住宅センターを正会員とし、富山県土木部建築住宅課及び富山県消費生活センターを協力会員とした住まいづくりに対する意識の向上や支援を行うとともに、住宅相談や住情報の提供を行うことにより、豊かな住生活の実現に貢献することを目的としている団体。

## 2 耐震診断・改修マニュアル等の活用

富山県では、木造住宅の耐震診断や改修方法を普及させる目的で、平成17年度において、「木造住宅の耐震改修をすすめるために—富山県木造住宅耐震改修技術提案書—」を作成している。この技術提案書は、県内に実在する形状等の異なる10件の建築物について耐震診断・耐震補強計画を紹介し、実際に即した耐震診や改修方法を提示しており、非常に理解しやすいものとなっている。

本市においても本技術提案書が、耐震診断・耐震改修を実施する設計者、施工者等の専門家に活用されるよう一層努める。その他パンフレットを活用し市民への啓発及び知識の普及に努める。

### ○県で作成したパンフレット及び技術提案書



### ○(財)日本建築防災協会で作成したパンフレット



---

### 3 適切な情報提供

耐震診断や耐震改修の促進のため、富山県や財団法人日本建築防災協会が作成したパンフレットを窓口等で配布し、また、「木造住宅の耐震診断と補強方法」等の書籍の紹介などを通じて、耐震診断や耐震化の重要性について周知を図るとともに、情報提供に努める。

また、耐震化に関する情報提供の充実を図るため、適宜、市の広報誌やホームページ等への掲載、市政テレビ番組等マスメディアの活用、出前講座の開催など、建築物の所有者や施工業者へ適切に情報を提供する。

なお、今後も県及び関係団体と連携を図り、セミナー等への開催協力を実施し、耐震化の促進に努める。

### 4 リフォームにあわせた耐震改修の推進

リフォームや増改築は、耐震改修を実施する好機であり、これらの工事とあわせて耐震改修を行うことは、費用、工期の面でより効果的であり、「氷見市地域住宅相談所」や「とやま住宅相談所」において、リフォームに関する相談時等を活用し、リフォームにあわせた耐震改修の推進を図る。また、各種行事やイベント等の際には、快適な住環境は、居住性とともにも安全性の確保（耐震化）が重要であることを普及啓発し、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を図る。

## 第5章 耐震化を促進するための指導や助言等に関する事項

### 1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化を促進するためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。

そのため、所管行政庁である富山県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進める必要がある。

なお、情報の共有にあたっては、県及び市町村の建築行政担当者（耐震担当者）で構成する「富山県耐震改修支援事業担当者連絡会議」や特定行政庁等で構成する「富山県建築行政会議」を活用するものとする。

### 2 関係団体等との連携

氷見市は県及び建築関係団体と連携して、市民が適切に耐震化に取り組めるよう努める。

また、設計事務所・施工業者等が、耐震診断や耐震改修等の知識を身に付け、耐震化の重要性を認識し、建物所有者に対して適切に相談に応じられるよう講習会等を開催する。

関係団体においては、会員が技術習得に向けて取り組むよう意識啓発を行うよう努める。また、耐震化へ向けた相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修の技術的相談だけでなく、助成制度等の情報提供を行う。

市担当課は、県の関係課と連絡を密にし、耐震化へ向けた国の施策等を十分理解し、所管建築物の耐震化の目標に向けて取り組むものとする。

また、地域防災体制の整備の観点から、災害に強いまちづくりが重要であり、自主防災組織や自治会等の防災活動の一環として、地震災害時において倒壊等の恐れがある危険な建築物の把握や、災害時の避難場所までの避難路沿いの危険箇所の点検など、協力を要請すると共に地震災害を未然に防止する活動を連携して行う。

### 3 建築物の総合的な安全対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年の8月の宮城県沖地震では、建築物の窓ガラスや外装タイル等の落下、ブロック塀の倒壊、天井の崩落等による死傷者等が発生し、地震時における建築物の総合的な安全性の確保が重要な課題となっている。このことから、本市では、人的被害発生への恐れのあるものを調査し、所有者等に対し必要な措置を講ずるよう指導するとともに、適切な施工技術及び補強方法等の助言を行い、地震による被害を未然に防止する。また、平成17年7月の千葉県北西部地震では、首都圏でエレベーターが緊急停止し、人が閉じ込められる事故が多数発生したことから、地震時に最寄り階に自動的に停止する装置の設置、エレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法等について助言及び周知徹底を図る。



---

#### 4 耐震改修促進計画の適切な実施

本計画は、3年後に耐震化の目標の達成度合を検証し、計画の見直しを行った上で、平成27年度末の目標を達成できるよう適切に実施していくものとする。(なお、当計画の内容の変更は富山県と打合せの上、随時行うものとする。)

---

**【資 料】**

- 特定建築物一覽表
  
- 緊急通行確保路線一覽表
  
- 關係法令(抜粋)

## ○ 特定建築物一覧表

用 途		特定建築物の規模要件	指示対象となる特定建築物の規模
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		階数3以上かつ1,000㎡以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全て（P20 図2 参照）	

○ 緊急路線確保路線一覧表

指定区分	路線名		管理者	延長 (km)	区間
第1次	1	能越自動車道	国土交通省	11.60	
	2	国道160号	国土交通省	22.40	
	計			34.00	
第2次	1	国道415号	富山県	16.00	熊無～島尾
	計			16.00	
第3次	1	(主) 氷見・田鶴浜線	富山県	2.50	阿尾～森寺
	2	(一) 藪田・下田子線	富山県	3.70	中央町～阿尾
	3	氷見地域広域農道		13.20	森寺～堀田
	4	(主) 氷見・惣領・志雄線	富山県	4.55	朝日丘(0.07) 万尾(0.03) 飯久保～惣領(1.64) 触坂～岩瀬(2.81)
	5	(主) 高岡・氷見線	富山県	5.23	谷屋～触坂(4.63) 惣領(0.6)
	6	(主) 万尾・宇波線	富山県	6.95	十二町(0.14) 余川～一芻(5.73) 宇波(1.08)
	7	(主) 高岡・羽咋線	富山県	4.35	岩瀬～坪池
	8	(主) 氷見・田鶴浜線	富山県	3.50	森寺～八代
	9	(一) 五十里・氷見線	富山県	0.91	園～大浦(0.47) 堀田(0.44)
	10	(一) 仏生寺・大田線	富山県	1.22	堀田～飯久保(1.22) 上田子(0.26)
	11	(一) 下田子・島尾線	富山県	0.74	島尾
	12	(一) 鹿西・氷見線	富山県	6.83	稲積(0.16) 余川(0.10) 余川～懸札(6.57)
	13	(一) 鞍川・中町線	富山県	0.17	比美町～丸の内(0.08) 幸町(0.09)
	14	氷見駅朝日線	氷見市	1.56	朝日丘～幸町
	15	南部中学校1号線	氷見市	0.23	朝日丘
	16	氷見高校2号線	氷見市	0.09	幸町
	17	朝日公園2号線	氷見市	0.16	幸町
	18	東小学校海岸線	氷見市	0.29	北大町
	19	栄町学校線	氷見市	0.23	加納
	20	万尾坂津線	氷見市	0.05	十二町
	21	環状南線	氷見市	1.14	窪(0.14) 窪～園(1.00)
	22	大浦運動公園線	氷見市	0.46	大浦～大浦新町
	23	仏生寺小学校線	氷見市	0.15	惣領
	24	城飯久保線	氷見市	0.34	惣領～飯久保
	25	川尻飯久保線	氷見市	0.11	飯久保

指定区分	路線名		管理者	延長 (km)	区間
第3次	26	上田子1号線	氷見市	0.09	上田子
	27	上田子3号線	氷見市	0.03	上田子
	28	島尾中央線	氷見市	0.02	柳田
	29	上庄中央線	氷見市	0.12	泉
	30	明和小学校線	氷見市	0.19	谷屋
	31	触坂1号線	氷見市	0.08	触坂
	32	一勿奥出線	氷見市	0.50	一勿
	33	一勿久江線	氷見市	0.04	一勿
	34	灘浦中学校線	氷見市	0.16	小境
	35	女良小学校線	氷見市	0.11	中田
	36	七軒上庄川線	氷見市	0.20	幸町
	37	朝日地藏2号線	氷見市	0.05	本町
	38	中町岩上線	氷見市	0.09	本町
	39	湖光線	氷見市	0.51	朝日丘～湖光
	40	湖光2号線	氷見市	0.11	湖光
	41	中町浜町2号線	氷見市	0.17	比美町
	計			61.13	
	合計			111.13	

## ○ 関係法令（抜粋）

### 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成17年法律第120号）（抜粋）

#### （目的）

**第一条** この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

#### （定義）

**第二条** この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

**2** この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

**3** この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

#### （国、地方公共団体及び国民の努力義務）

**第三条** 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

**2** 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

**3** 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

**4** 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

## 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

#### （基本方針）

**第四条** 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

**2** 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

**3** 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （都道府県耐震改修促進計画等）

**第五条** 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の

促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
  - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
  - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
  - 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 特定建築物に係る措置

#### （特定建築物の所有者の努力）

**第六条** 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多

- 数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
  - 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

**(指導及び助言並びに指示等)**

- 第七条** 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
  - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
  - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成18年政令第8号）（抜粋）**

**(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)**

- 第一条** 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。
- 2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。



- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

#### （多数の者が利用する特定建築物の要件）

**第二条** 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
  - 二 診療所
  - 三 映画館又は演芸場
  - 四 公会堂
  - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 六 ホテル又は旅館
  - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
  - 八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
  - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 十 博物館、美術館又は図書館
  - 十一 遊技場
  - 十二 公衆浴場
  - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十五 工場
  - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
  - 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2** 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 幼稚園又は保育所 階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの
  - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
  - 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
  - 四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの

#### （危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

**第三条** 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項 に規定する毒物又は同条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第六条第二号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
  - 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
    - イ 火薬 十トン
    - ロ 爆薬 五トン
    - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
    - ニ 銃用雷管 五百万個
    - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
    - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
    - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
    - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
  - 二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
  - 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
  - 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
  - 五 マッチ 三百マッチトン
  - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
  - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
  - 八 液化ガス 二千トン
  - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
  - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

**(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件)**

**第四条** 法第六条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

**(所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件)**

**第五条** 法第七条第二項 の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂

- 
- 五 展示場
  - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 七 ホテル又は旅館
  - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 九 博物館、美術館又は図書館
  - 十 遊技場
  - 十一 公衆浴場
  - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
  - 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
  - 十七 幼稚園又は小学校等
  - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
  - 十九 法第七条第二項第三号 に掲げる特定建築物
- 2 法第七条第二項 の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が二千平方メートルのもの
  - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの
  - 三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの
  - 四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの

#### (報告及び立入検査)

- 第六条** 所管行政庁は、法第七条第四項 の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第七条第四項 の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

#### (独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

- 第七条** 法第十四条 の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号 の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

## 建築基準法（昭和25年法律第201号）（抜粋）

### （保安上危険な建築物等に対する措置）

- 第十条** 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

## 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抜粋）

### （勧告の対象となる建築物）

- 第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- 一 階数が五以上である建築物
  - 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

氷見市建設部都市計画課

〒935-8686 氷見市丸の内1番1号

TEL : 0766-74-8079

FAX : 0766-74-8004